

入札説明書

この入札説明書は「第20回アジア競技大会射撃会場における競技実施可能性検討業務委託」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟読の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

1 内容

(1) 案件の名称

第20回アジア競技大会射撃会場における競技実施可能性検討業務委託

(2) 案件の仕様等

別添基本仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約の日から令和4年7月29日（金）まで

(4) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会事務局
名古屋市中区三の丸三丁目2番1号(愛知県東大手庁舎内)

2 競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

- (1) 令和2年度及び令和3年度の愛知県入札参加資格者名簿に登録されている者であること、又は令和3年度及び令和4年度名古屋市競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、2（1）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、2（1）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 公告の日から落札決定までの期間において、愛知県会計局指名停止要領及び名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置

を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の6による設計等の業務に関する報告書が適切に提出されていること。
 - (9) 愛知県内に本社、支社又は営業所を有し、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会との緊密な連絡体制が構築できること。
 - (10) 次に掲げるア又はイに該当する者。ただし、契約実績については、契約期間の始期が平成3年4月1日以降である契約に限る。
 - ア. 国内射撃場の設計（競技エリアの整備を含むものに限る）を元請けとして受託した契約実績があるもの。
 - イ. 国内で開催された大規模国際競技大会※における会場の設計（仮設整備を含む。）を元請けとして受託した契約実績があるもの。
- ※ 大規模国際競技大会については、以下のa、bいずれかの条件を満たすものとする。
- a. 国際オリンピック委員会又はアジア・オリンピック評議会が主催するもの。
 - b. 各競技の国際競技団体（国際競技連盟又はアジア競技連盟）が主催するもの。

3 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答

- (1) 入札説明書及び仕様書に対する質問は、令和3年12月1日（水）正午までに質問書（様式1）を下記に記載のメールアドレスへ電子メールにより提出してください。

メールアドレス ainagoc-kyougi@aichi-nagoya2026.org

- (2) 質問に対する回答については、令和3年12月3日（金）正午までに第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)公式ウェブサイトへ公開します。

4 入札及び開札に関する日程等

- (1) 入札の説明、入札及び開札の日時及び場所
令和3年12月8日（水）午前10時50分～

愛知県東大手庁舎 4 階 404 会議室

(2) 入札書の作成方法

入札書（様式 2）により入札を行います。

入札書には、入札者の住所、名称及び代表者名を記入の上、押印してください（代理人の方が入札される場合は、入札者の欄に委任者の住所、名称を記入し、その下に代理人の住所・氏名を記入の上、代理人の方の印鑑を押してください。）。

金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

誤字等を加除訂正した場合にはその箇所に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

入札書は封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び名称等を封筒に表記してください（別添封筒書式を参照）。

(3) 入札の方法等

入札場所には、入札者でなければ入場できません。

入札書は、会場に設置された入札箱に差し出さなければなりません。提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

(4) 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札執行前のときは、入札辞退届（様式 3）を 4（1）に示す場所に直接持参してください。入札執行中のときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。

(5) 入札の無効

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会契約規則（以下「契約規則」という。）第 6 条（入札の無効）の規定に準じ、当該条項に該当する入札は無効とします。

(6) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない事務局の職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

(7) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限範囲内の

入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。なお、再度入札は原則として2回を限度とします。

(8) 入札の取りやめ等

入札希望者が連合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札希望者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

5 競争入札参加資格確認申請書等の確認等

(1) 提出書類

落札候補者となった者は、下記に記載の競争入札参加資格確認申請書等を4(1)に示す場所に持参してください。

なお、競争入札参加資格確認申請書等の記載内容について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

ア 競争入札参加資格確認申請書(様式4)

イ 申立書(様式5)

ウ 契約実績証明書(様式6)

(2) 提出期限

令和3年12月10日(金)午後5時まで

(3) 提出書類に関する注意事項

ア 提出書類の作成に要する費用は申請者の負担とします。

イ 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

ウ 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会事務局が指示した場合を除き、提出書類の差替え及び追加提出は認めません。

(4) その他

提出期限内に競争入札参加資格確認申請書等を提出していない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、その者の入札を無効とします。この場合において、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補として、上記5(1)の審査を行います。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返します。

6 落札者の決定

(1) 落札候補者は競争入札参加資格確認申請書等の提出を行い、競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた場合は、落札者として決定されます。

(2) 落札者には落札決定の連絡を行います。

7 第1回打合せ（予定）

(1) 場所

愛知県東大手庁舎 4階404会議室

(2) 日時

令和3年12月下旬

8 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要（契約書（案）のとおり）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金

落札者は、契約の締結時まで、契約規則第28条第2項により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付（契約規則第28条第3項に規定する契約保証金に代わる担保の提供を含む。）をしなければなりません。落札者が、契約規則第29条に該当するときは、契約保証金の全額を免除するものとします。

(5) 落札者の資格喪失

開札日から契約締結日までの期間において、2に掲げる資格のないものは契約を締結しません。

(6) 特定の不正行為等に対する措置

本件入札に係る契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、本件入札に係る契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(7) 合意書等に基づく契約解除

合意書等に規定する排除措置を受けた場合には、契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

(9) その他

この入札説明書において、特別の定めのない事項については、愛知県建設工事関係入札者心得書に準じて入札を執行します。

9 問い合わせ先

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会事務局
名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（愛知県東大手庁舎内）
担当：宮下 電話（052）746－9153